

【声明】「特重」無しの原発はすべて止めよ！ ～重大事故対策が世界から遅れている～

2019年8月21日

再稼働阻止全国ネットワーク

とめよう！東海第二原発首都圏連絡会

東電福島第一原発事故から8年を超えました。原発事故は収束できず、廃炉への道は100年以上と遠く、未だに10万人以上が避難し、被ばく原因と思われる小児甲状腺がんをはじめ白血病や心臓病などの疾病が増え、避難生活による体調悪化、震災関連死も増え続けています。

2012年9月に発足した原子力規制委員会は、東電福島第一原発事故の検証もせず、既存の原発を稼働させる為に、「緩やかに過ぎ、合理性を欠く」新規規制基準を策定し、甘い甘い審査により、川内・高浜・伊方・大飯・玄海の原発再稼働を容認してきました。地震・火山などの自然災害などがいつ起こってもおかしくない日本列島で現在9基の原発が稼働しており、非常に危険な状況にあります。

中でも、建設後既に数十年を経過し立て直しが不可能な日本の原発の重大事故（シビアアクシデント、過酷事故）対策は、世界の現在の技術を活用することが出来ず、原子力情報コンサルタントの佐藤暁さんの言葉を借りれば、<がまの油を塗ったかのように、それほど変わったことをしたわけではないのに、たちまち「世界最高水準」になりました。…まがいものの正体は、それを作った人が一番良く知っています。…日本の原子力発電所の過酷事故対策が、実は、軽い切り傷やひび・あかぎれにしか効かない「がまの油」のようなもの>です。（佐藤暁「過酷事故のナイトメア・シナリオ」（岩波科学2014年9月））

例えば、欧州電気事業者要求仕様（EUR）に規定されている「人道的」な次の基準をすら日本の原発は満たしていません。

【事故時の放射性物質の放出から周辺住民の生命と健康、生活を守るため、放出量に対する制限】

- ①800m以遠に居住する住民の避難が、事故から24時間後でも間に合うこと。
- ②3km以遠に居住する住民の避難が、事故から4日後でも間に合うこと。
- ③800m以遠に居住する住民が、事故の収束後、速やかに帰還可能であること。
- ④経済的影響を最小限にするための事故時に放出される放射能の制限。30TBq(Cs-137)

【プラント職員が、事故時の対応において、過度な危険を冒す必要がない時間制限】

- ①炉心損傷を防ぐための人的対応が、事故後6時間不要であること。
- ②格納容器の破損を防ぐための人的対応が、事故後12時間不要であること。
- ③事故後24時間はフィルターベントが不要であること。

現に日本の新規規制基準では、立地指針を無視し、ストレステストも、コアキャッチャーも、パッシブ設計（外部の動力に依存しない）も導入されず、今稼働している原発はどれもこれらの要求レベルを到底満足することができません。

更に、以前から国会事故調や多くの専門家や私たちが指摘してきたように、イチエフの<メルトダウンの第一の原因は、「津波」ではなく「地震動」だった可能性が極めて高い>（文芸春秋 2019年9月号、元東京電力「炉心専門家」が決意の告発 福島第一原発は津波の前に壊れた 木村俊雄）のです。

そう、「新規制基準」とその審査はとっくに破綻していたのです。私たちは、川内・高浜・伊方・大飯・玄海の9基を直ちに止めるべきと考えます。

一方、原子力規制委員会は6月12日の定例会合で、原発の「特定重大事故等対処施設」（特重施設）が設置期限までに完成しない場合、期限の約1週間前までに原発の運転停止命令を電力会社に出すこととしました。

「特定重大事故等対処施設」は、福島第一原発事故を教訓に、原発に重大事故が起きた際、原子炉の冷却を続けるなど放射性物質の放出を抑制ための設備で、新規制基準施行時に、5年後2018年に設置を新たに義務付けられたものです。その後、特重施設の工事が進まない事業者の意向もあり原発の工事計画を認可した日から5年以内の完成へと期限を延長しました。しかし、2020年のオリンピックに向けてテロ対策を強化しなければならない政府の意向もあり、原子力規制委員会は来年3月から次々と期限が切れる原発にこれ以上の延長は認めないとしています。

巨大な地震や津波、火山の爆発などはいつ起こるか予想ができず、原発の事故は待つてはくれません。福島第一原発事故を繰り返さないためには、原子力規制委員会が特重施設の設置期限を5年間猶予したこと自体が誤りでした。稼働原発を停止することは当然のことです。

また、特重施設の議論をテロ対策を口実に非公開で実施してきていることは許されません。現に、今意見募集されている「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正及びその意見募集について－重大事故等発生時における特定重大事故等対処施設の活用等－」（8月1日～8月1日）においても、テロによらない重大事故等発生時に特重施設を用いて事故対処を行うことを論じています（*）。特重施設に関わる全ての議論・審査を公開で行うべきです。 *：https://www.nsr.go.jp/procedure/public_comment/20190801_02.html

原子力規制委員会は、特定重大事故等対処施設の議論を総て公開し、特重施設のない原発の即時停止を命ずるべきです。また、電力事業者は、直ちに稼働中の原発を停止するべきです。

そして、重大事故対策について、世界の水準に達するまでは、総ての原発を稼働させてはいけません。それが東電福島第一原発事故を経験した人類が当然とるべき真摯な態度です。

以上

再稼働阻止全国ネットワーク

TEL070-6650-5549、FAX03-3238-0797、info@saikadososhinet.sakura.ne.jp

東京都千代田区三崎町 2-6-2 ダイナミックビル 5F たんぽぽ舎気付け

とめよう！東海第二原発首都圏連絡会

TEL070-6650-5549、FAX03-3238-0797、stoptokai2.shutoken@gmail.com

東京都千代田区三崎町 2-6-2 ダイナミックビル 5F たんぽぽ舎気付け